

# 岸根杉山神社奉賛会会則

(名称)

第 1 条 本会は、杉山神社奉賛会とする。

(目的)

第 2 条 本会は、敬神の念を有する会員相互の親睦を図り、杉山神社の維持管理及び祭事の執行を主な目的とする。

(構成)

第 3 条 本会は、岸根町内（世帯会員）及び近隣町内（賛助会員）に居住し、並びに事業を営む者（事業者会員）で本会の目的に賛同するもので構成する。

ただし、入会脱退は、自由とし、その旨会長に届け出るものとする。

(所在地)

第 4 条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(会費)

第 5 条 本会は、会員等よりの会費と篤志の寄付金を以って充て、会費は、会員及び賛助会員が年額1,000円、事業を営む者（事業者会員）が年額一口2,000円以上とし、会計年度は2月1日に始まり1月31日に終わるものとする。

(役員等)

第 6 条 本会の役員、並びに世話人は、次の通りとする。

1 会長	1名	4 監事	2名
2 副会長	3名以内	5 世話人	若干名
3 会計	1名		

(役員を選出)

第 7 条 本会の会長、副会長、会計、監事は、世話人を含めた役員会（以下合同役員会という）で役員適任者を決定し、総会で承認する。

ただし、合同役員会において一般会員の中から適任者の推薦があった場合には、本人の了承を得て、選任することもできる。

(世話人の選出)

第 8 条 世話人は、各組の会員の推薦により選出する。

(任期)

第 9 条 役員並びに世話人の任期は、それぞれ2年とし再選を妨げない。

(顧問)

第 10 条 本会に顧問を置くことができる。ただし、1名までとする。

また、本会に役員経験者を相談役として若干名置くことができる。

(会議)

第 11 条 会議は、総会、役員会、合同役員会とし、随時、会長がこれを召集する。

総会は年1回以上とし、総会の議決は出席者の過半数を以って決定する。

(未決事項)

第 12 条 本会則に定めのない事項は、総会又は合同役員会において審議のうえ決定する。

付 則 本会則は、昭和57年2月8日より実施する。

改 定 平成16年2月22日（第6条「役員を選出」、第10条「顧問」等）

改 定 平成26年3月30日（第7条「役員を選出」）

改 定 平成28年3月19日（第6条「役員等」）

改 定 平成30年3月25日（第3条「構成」、第5条「会費」）

改 定 令和4年3月18日（第3条「構成」、第7条「役員を選出」、第10条「顧問等」）

# 岸根杉山神社奉賛殿及び山車小屋 運営要綱

## 第1章 総 則

(運営要綱の目的)

第1条 この要綱は、岸根杉山神社奉賛会（以下奉賛会と呼ぶ）が所有する奉賛殿及び山車小屋の運営・管理を円滑に行うため定める。

(1) 岸根囃子連（以下囃子連と呼ぶ）の奉賛殿及び山車小屋の使用については、奉賛会と囃子連が協議のうえ別に要綱又は覚書を以って定める。

(奉賛殿の使用目的)

第2条 奉賛殿等の使用は、杉山神社及び奉賛会が行う各種行事の際に使用することを優先するが、岸根町町内会（以下町内会と呼ぶ）及び囃子連等岸根町の各団体が行う、会議、会合、サークル活動等の使用にも供する。

(奉賛殿の運営及び管理)

第3条 奉賛殿の運営は、奉賛会が主体的に行う。

2 管理責任者は、奉賛会長・副会長・会計とする。

3 「鍵」は、管理責任者が各々保管する。

## 第2章 舞殿の使用

(使用申請)

第4条 奉賛殿を使用する者は、管理責任者に使用申し込みを行い、許可を受け、同時に光熱水費等として、別表に定めた使用料を支払うものとする。

2 予約して使用する場合は、奉賛殿に設置した使用予約簿に記載する。

(使用許可)

第5条 奉賛殿の使用は、奉賛会に支障がない限り許可するものとする。ただし、次の項目に該当する場合は、許可を与えないことができる。

(1) 騒音、その他近隣に迷惑をかける恐れがあるとき。

(2) 奉賛会又は町内の各団体の承認を得ない営利事業。

(3) その他管理上支障のある場合。

(使用時間)

第6条 奉賛殿の使用時間は原則として、午前8時から午後9時までとする。ただし、奉賛会が認めたときは、この限りではない。

(使用者の義務)

第7条 奉賛殿を使用するときは、次の事項を守るものとする。

①使用責任者を定めること。

②使用時間を守ること。

③使用にあたっては、器具、備品等を丁寧に取り扱い、室内を汚損しないこと。

④火気使用には特に注意し、後始末を完全に行うこと。

⑤使用終了後は、片付け及び清掃をし、ごみ等は責任を持って持ち帰ること。

⑥使用日誌に記載すること。

⑦その他、奉賛会の指示に従うこと。

(損害賠償)

第8条 使用者が、故意または過失により奉賛殿の施設、器具、備品を毀損したとき又は、紛失したときは、その損害を賠償すること。

### 第3章 その他

(その他)

第9条 この要綱に定められていない事項は、奉賛会役員会で協議決定し、合同役員会の承認を得るものとする。

2 この要綱の改廃は、奉賛会合同役員会の議決により行う。

附 則

(1) この規定は、令和3年2月12日から施行する。(規定制定)

<別 表>

		午前8時から午後3時	午後3時から午後9時
1	奉賛会、町内会、囃子連、農協部、農協女性部、消防、民生委員むつみ会等の諸活動や、スポーツ進委員、青少年指導員、PTA等域活動及び奉賛会が認めた会合	無料	無料
2	上記活動以外の奉賛会員の使用	1,000円	1,000円

## 岸根杉山神社「奉賛殿及び山車小屋」の利用について

この度岸根杉山神社奉賛会は、奉賛殿の管理・運営を行うに当たり、同建物のご利用について新たな「運営要綱」を制定し、貸し出しを開始致しました。

つきましては、同建物の利用を希望される場合には事前に管理責任者にお申込みを頂き、許可を受けてから「使用予約簿」に必要事項「利用日、時間、目的等」のご記入をお願い致します。

なお、ご利用後には、後片付け、清掃等を行ってから必要事項「利用日、時間、目的等」のご記入を「使用日誌」に記載し、施錠してから鍵を管理責任者に返却してください。

### (奉賛殿の管理責任者)

管理責任者は、奉賛会の役員である「会長、副会長、会計」の5名が担当します。

役職名	氏名	住所	電話番号
会長	後藤 典重	岸根町685-7	481-5832
副会長	岩田 清	423	491-9975
副会長	三田敏幸	402	401-9181
副会長	横溝一則	664	491-9194
会計	川西 治男	682-2	481-2858